

# 令和3年度

## 第9回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年12月6日(月)午後3時00分  
場所 豊後高田市役所高田庁舎  
本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 11名 欠席委員 2名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	×	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	×
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

### 農地利用最適化推進委員 4名

永野次郎委員 筒井正之委員 芹川豊彦委員 早田彰臣委員

### 事務局職員 5名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋  
総括主幹 伊藤 康輔  
真玉分室長 植田 克己 香々地分室長 阿部 幸喜

### 会議に付した事件

- 議案第58号 農地法施行規則第17条第2項を適用する区域の設定について
- 議案第59号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第60号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第61号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第62号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第63号 非農地証明願について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午後3時00分

局長

それでは、第9回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。

農業委員総数13名中、本日の出席委員11名、欠席委員2名で、過半数を超えております。

従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長

皆さんこんにちは。師走に入り何かとお忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。

本日は久しぶりに農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さん全員の出席のもと、総会でございます。

今年一年を振り返ってみますと、コロナ禍に始まりコロナ禍に終わる一年でございました。オリンピック・パラリンピックも無事終わり、衆議院選挙では自民党が勝利し岸田内閣がスタートして、コロナ禍もだいぶ落ち着きましたが、ここに来て世界中で変異株のオミクロン株が発生し、国内でも何人が感染しており、年末年始は大変な状況下にならんことを願うものであります。

また、コロナ禍で今年は本市の基幹産業であります、水稲も消費が落ち込み、コメ余りで例年より3千円前後の減額で生産者は悲鳴を上げております。

来年こそ、すべてが良い年でありますよう願うものであります。今年一年、何かとお世話になりました。来年も委員各位におかれましてご健勝とご多幸をお祈り申し上げます。

それから、年明けの1月21日には別府のビーコンプラザで農地の利用集積・最適化推進大会が行われます。委員全員の出席をお願い申し上げ、あいさついたします。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまから、令和3年度第9回豊後高田市農業委員会総会を開会します。

開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。

慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。

よって議事録署名委員に、10番：内田勝夫委員及び12番：市成信正委員をお願いいたします。

なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。

それでは議事に入ります。



お願いします。

(██████ 退席)

議 長

それでは、事務局から提案します。

事務局

議案第 59 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について意見を求めます。4 ページをご覧ください。

申請番号 75 番、所在が██████ 字 ██████ 番 外 ██████ 筆で、地目は畑、合計面積が 2,785 m<sup>2</sup>、渡人が██████ の ██████ さん、受人が██████ の ██████ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。以上です。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

それでは、██████ の入室を許可します。

(██████ 入室)

議 長

次に、議案第 59 号について、残りの案件の審議を行います。  
事務局から提案します。

事務局

引き続き、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について意見を求めます。2 ページからになります。

申請番号 68 番、所在が██████ 字 ██████ 番で、地目は田、面積が 3,114 m<sup>2</sup>、渡人が██████ の ██████ さん、受人が██████ の ██████ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 69 番、所在が██████ 字 ██████ 番 外 ██████ 筆で、地目は田、合計面積が 3,226.48 m<sup>2</sup>、渡人が██████ の ██████ さん、受人が██████ の ██████ さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 70 番、所在が██████ 字 ██████ 番 ██████ 筆で、地目は田、面積が 637 m<sup>2</sup>、

渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 71 番、所在が■■■■字■■■■番外■■■■筆で、地目は田と畑、合計面積が 3,494 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 72 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目は田、面積が 797 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で贈与するものであります。

申請番号 73 番、所在が■■■■字■■■■番外■■■■筆で、地目は田と畑、合計面積が 3,005 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 74 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆で、地目は田と畑、合計面積が 1,690 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が新規就農で売買するものであります。

申請番号 76 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目は畑、面積が 1,860 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 77 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目は畑、面積が 1,153 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 78 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■で、地目は畑、面積が 1,212 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■です。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 79 番、所在が■■■■字■■■■番■■■■外■■■■筆で、地目は田、合計面積が 2,153 m<sup>2</sup>、渡人が■■■■の■■■■さん、受人が■■■■の■■■■さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。ご審議の程よろしく申し上げます。

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 6 ページからです。また、お手元に図面を付けさせていただいておりますのであわせてご覧ください。

申請番号 23 番、申請地は、**■**字**■**番で、地目は田、面積が 420 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は駐車場兼作業場用地です。

市道**■**線から市道**■**線に入り約 **■**m 進んだ場所に位置し、東に**■**、北と西を**■**、南を**■**に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、隣接する宅地及び空き家と申請地を購入し、空き家を作業員の休憩所兼倉庫として、申請地を駐車場兼作業場として整備した後、市内で廃棄物処理等を行う法人に貸し付ける計画です。

現状のまま整地する計画で、境界にはブロック擁壁を設置するため、土砂の流入などの恐れはないものと考えられます。

雨水排水につきましては、自然浸透とする計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と造成費で **■**円を見込んでおり、事業費を超える金額の残高が記載された通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和 4 年 2 月 28 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 24 番、申請地は、**■**字**■**番**■**で、地目は田、面積が 340 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種低層住居専用地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

市道■■■■線と市道■■■■線が交差する場所に位置し、北に■■■■、東に■■■■、西と南を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、申請地に建築面積 56.31 m<sup>2</sup>の木造 2 階建て住宅を建築する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂の流入などの恐れはないものと考えられます。

境界から距離をとり建築するため、日照及び通風に問題はなく、周辺農地への影響もありません。

雨水排水につきましては、西側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で■■■■円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した住宅ローン事前審査結果の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和 4 年 8 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号 25 番、申請地は、■■■■字■■■■番■■■■で、地目は畑、面積が 431 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は第 1 種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

申請地は、市道■■■■線から市道■■■■線に入り約■■■■m 進んだ場所に位置し、東を■■■■、西を■■■■、南を■■■■、北を■■■■に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の公務員で、譲渡人である親族から申請地と隣接する宅地の贈与を受け、建築面積 110.96 m<sup>2</sup>の木造平屋建て住宅を建築する計画です。

現状のまま整地する計画で、土砂の流入などの恐れはないものと考えられます。

境界から距離をとり建築するため、日照及び通風に問題はなく、周辺農地への影響もありません。

雨水排水につきましては、西側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費で [ ] 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した住宅ローン仮審査応諾書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号26番、申請地は、[ ] 字 [ ] 番 [ ] 外 [ ] 筆で、地目は田、合計面積が995㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は、第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種低層住居専用地域に該当します。

転用目的は駐車場兼一般住宅用地です。

市道 [ ] 線の [ ] から約 [ ] mの場所に位置し、北と東に [ ]、南に [ ]、西を [ ] に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は、市内の会社員で、申請地に建築面積128.35㎡の木造平屋建て住宅を建築するとともに仕事で使用する建設車両の駐車場を整備する計画です。

擁壁と同じ高さまで約16cm盛土し、整地する計画で、別途、市の環境課に豊後高田市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第3条第3項の規定に基づく届け出書を提出しています。

住宅建築については、建築確認等の許認可事務を所管する大分県建築住宅課と事前協議し、建築可能との回答を得ているとのこと。

平屋のため、日照及び通風に問題はなく、周辺農地への影響もないものと考えられます。

雨水排水及び合併浄化槽の処理水につきましては [ ] 水利組合が管理する水路に放流する計画で当該組合長名による排水に関する同意書が添付されています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で [ ] 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資見込証明書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年7月30日までを予定しており、転用行為は確実に行為されると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思っております。



	<p>最初に、申請番号 23 番につきまして、芹川豊彦推進委員からお願いします。</p>
芹川豊彦 推進委員	<p>去る 11 月 26 日、事務局と 3 人で立ち合いをしまして問題ないと思います。ただ、資料に書かれているように住宅地ですので、産業廃棄物とかプラスチック関係を主にするみたいなので、ごみ等が飛散しないような処置をするということであれば許可相当と思いますので、審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>同じく現地確認をしていただきました 10 番：内田委員からも意見があればお願いします。</p>
10 番： 内田委員	<p>はい。現地は以前、水田として利用していたようでありまして、恐らく数十年前から用水路が別ルートになっていまして、現在はこの地に水が入るといふ作りにはなっておりませんので、水田として復帰することは全く不可能であります。そして現在は雑種地となっておりますので、この水田の転用は問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に申請番号 24 番、26 番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。</p>
永野次郎 推進委員	<p>去る 11 月 26 日、私と事務局と中野委員とで現地を確認いたしました。事務局の報告とおりで問題ないと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました 5 番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>
5 番： 中野委員	<p>はい。先程、永野委員と事務局から説明のあったとおりで、問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 次に申請番号 25 番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。</p>
筒井正之 推進委員	<p>申請番号 25 番につきまして、去る 11 月 26 日に事務局と農業委員と私での関係者で現地確認を行いました結果、先程事務局から説明のありましたように特に問題ないというふうに思われます。ご審議の程よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野委員からも意見があれば</p>

	<p>お願いします。</p>
3番： 河野委員	<p>はい。先程から事務局、筒井推進委員が言われますように、この案件に関しては特に問題はございません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	<p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。 次に、議案第 61 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 61 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。 それでは、集積表が 38 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 119,841 m<sup>2</sup>、畑の面積が 146,541 m<sup>2</sup>の合計面積が 266,382 m<sup>2</sup>で、利用権を設定する農家数 118 戸、利用権の設定等を受ける農家数 41 戸で、利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積 194,633 m<sup>2</sup>、使用貸借に係る面積 71,749 m<sup>2</sup>です。 詳細につきましては 議案書 9 ページから記載していますのでご覧ください。以上、提案します。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p>
	<p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。 次に、議案第 62 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）につい</p>

ての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 62 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてあわせてご覧ください。議案書の 32 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものです。別紙の農用地貸付調書をご覧ください。

1 ページ目で、借受者 [ ] に 3 件の合計面積が 4,971 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

2 ページ目で、借受者 [ ] さんに 5 件の合計面積が 10,052 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

3 ページ目で、借受者 [ ] さんに、面積が 2,067 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

4 ページ目に、借受者 [ ] に面積が 3,016 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

5 ページから 6 ページで、借受者 [ ] さんに 16 件の合計面積が 32,973 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

7 ページで、借受者 [ ] さんに 7 件の合計面積が 2,552 m<sup>2</sup> の貸し付けが示されています。

以上、提案します。

議長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。はい。河野委員。

3 番：  
河野委員

7 ページ目になるのですけれども、地目のところが登記簿は公衆用道路となっているのですけれども、公衆用道路は農地とは関係ないのではないかと思います。この取り扱いというか、説明をお聞きしたいと思います。

議長

はい。事務局。

事務局

はい。ここに書かれているのは登記地目というものでございまして、ご質問のとおり、通常、公衆用道路というのは農地ではないところでございます。ただ、皆さまに審議をしていただく農地かどうかということにつきましては、登記地目ではなく現況の地目、その道路が農地としてみなされるかで判断していただきたく、現地につきましてはもうすでに登記地目の道路の跡が見受けられないほど農地と一体、全体として農地になっている状況ですので、こちらに関しては中間管理機構などと打ち合わせをする中で、農地として取り扱いをすべきというふうになっているというような状況であります。

ですので、登記地目が公衆用道路でありますけれども、あくまで現況は農

地ということでご審議をいただきたいと思います。以上です。

議長

はい。ご理解いただけましたでしょうか。  
他にございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、本案は原案のとおり認めることに決しました。  
次に、議案第 63 号、非農地証明願についての審議を行います。  
事務局から提案します。

事務局

議案第 63 号、非農地証明願についてです。議案書 40 ページをご覧ください。

申請番号 26 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目は畑、合計面積 5,427 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。

申請の内容は、昭和 55 年頃から父である前所有者が耕作できなくなり、申請者が相続した後も耕作できなくて、山林化してしまった。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

申請番号 27 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目は畑、合計面積 2,433 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。

申請の内容は、市外に居住しているため、昭和 60 年頃から耕作できなくなり、山林化してしまった。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

なお、申請番号 26 番、27 番とも地元推進委員の羽矢委員が事務局と現地確認をしていただき、非農地として問題ないとのことをご意見をいただいているところでございます。

申請番号 28 番、所在が■■■■字■■■■番外■■筆で、地目は田と畑、合計面積 1,428 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。

申請の内容は、前所有者が昭和 50 年頃から杉やヒノキを植林していた。自分が所有することになって以後も耕作できなかった。

今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。

現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。

申請番号 29 番、所在が■■■■字■■■■番で、地目は畑、面積 151 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■■の■■■■さんです。

	<p>申請の内容は、昭和 52 年頃、祖父の代に倉庫を建てている。申請人が相続した後も、市外に居住しているため、耕作できずにいるとのこと。申請者から耕作以外の目的で使用していた旨の始末書が提出されています。今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現地確認したところ、申請のとおりであり、非農地として認められると考えます。以上です。</p>	
<p>議長</p>	<p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員及び農業委員の意見をいただきたいと思いません。</p> <p>申請番号 26 番、27 番につきまして、現地確認をしていただきました 6 番：神田委員からお願いします。</p>	
	<p>6 番： 神田委員</p>	<p>はい。先だって 26 日に現地確認をいたしました。問題はないと思われます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に申請番号 28 番につきまして、早田彰臣推進委員からお願いします。</p>	
<p>早田彰臣 推進委員</p>	<p>はい。先月、<span style="background-color: black; color: black;">■■■■</span>さんより山林化しており地目変更をしたいという相談があり、本人立ち合いのもと一緒に現地を確認いたしました。スギやヒノキが連立しており、周囲も全て山であり農地としては不能ということであって、申請は許可相当であると思ひます。以上です。</p>	
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 6 番：神田委員からも意見があればお願いします。</p>	
<p>6 番： 神田委員</p>	<p>はい。問題ありませんでした。</p>	
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、申請番号 29 番につきまして、筒井正之推進委員からお願いします。</p>	
<p>筒井正之 推進委員</p>	<p>はい。それでは申請番号 29 番につきまして、11 月 26 日に農業委員会の事務局と農業委員、それと私の関係者で現地を確認しました結果、先程事務局が説明されましたように特に周囲につきましても問題はないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>	
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました 3 番：河野委員からも意見があればお願いします。</p>	

3番：  
河野委員

はい。先程から事務局、筒井推進委員が言われるように現地にいきました。この理由書にありますように倉庫も立っていて農地ではございませんので、非農地として認めることに問題はないと思います。

議長

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、原案のとおり認めることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から報告します。

事務局

報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり通知がありましたので報告します。42ページになります。

届出番号16番、所在が■■■字■■■番外■■筆、地目が田で、合計面積が11,995㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■です。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号17番、所在が■■■字■■■番外■■筆、地目が田で、合計面積が9,611㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号18番、所在が■■■字■■■番■■外■■筆、地目が田で、合計面積が3,222㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。

届出番号19番、所在が■■■字■■■番、地目が田で、面積が1,540㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。

届出番号20番、所在が■■■字■■■番■■外■■筆、地目が田で、合計面積が2,902㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号21番、所在が■■■字■■■番■■、地目が田で、面積が477㎡で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号22番、所在が■■■字■■■番■■、地目が田で、面積が1,587

m<sup>2</sup>で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号 23 番、所在が■■■字■■■番■■■、地目が田で、面積が 827 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。

届出番号 24 番、所在が■■■字■■■番■■■、地目が田で、面積が 624 m<sup>2</sup>で、貸人が■■■の■■■さん、借人が■■■の■■■さんです。解約事由については借り人の都合で合意解約するものです。以上でございます。

議長

この件につきまして、ご質問等はございませんか。

はい。3 番：河野委員。

3 番：  
河野委員

先月第 8 回の総会でも質問をして、その際には合意解約という形をとりながら、備考欄にあるようにその後の耕作者が決まっているというようなことで私も一安心したのですが、今回の合意解約の案件を見ますと、合意解約 20 番から 24 番に至っては借り人の都合、■■■さんが一連の合意解約をするということで理解ができます。

何故かなと見ると、合意解約 16 番にあるように、今度は逆に■■■さんが農事組合法人■■■からの農地一町二反分を作るということで、良い条件の土地なのか分かりませんが、今までの農地を合意解約していったということであれば、今まで■■■さんが作っていた田は現況では誰も作る人が決まっておらず、これからどうなるか分からないような田になるのかなということをお聞きしたいと思います。

議長

はい。事務局。

事務局

はい、今ご質問のとおりでございます。■■■さんが作られていた細々としていた農地を返し、大きくまとまった田を借りることによって、これまで借りて作っていたところに関しては白紙に戻したいということでの申し出でございました。なお、借主につきましては今後、私どもも含めて探していくというようなことになろうかと思っております。以上です。

議長

はい。ご理解いただけましたでしょうか。

他にございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、次に、報告事項（2）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。

事務局

報告事項（2）農地法第 6 条第 1 項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。46 ページになります。

報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■■、株式会社■■■■、有限会社■■■■株式会社であります。

内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。

以上であります。

議 長

この件につきまして、ご質問等はありませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。

これもちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第9回総会を閉会します。お疲れ様でした。

その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。

その他の事項 (別紙配布)

(農地等利用最適化活動の推進並びに月別活動報告書等の提出について)

(農地の集積・最適化推進大会について)

(農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)新年会について)

(次回(令和3年度:第10回)総会について)

午後3時49分

令和3年12月6日